

1. 業務の名称 台湾向け Web プロモーション業務

2. 本要領の目的

本要領は、「台湾向け Web プロモーション業務」を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により複数の事業者の企画提案を比較検討することで受託事業者を選定するため、必要な手続き等を定めるものとする。

3. 業務内容 別紙「仕様書」のとおり

4. 履行期間

(1) 業務に係る期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 25 日 (月) までとする。ただし、Web サイト又は SNS 等効果的な情報発信ができる Web メディア (以下「Web メディア」という。) 上に水戸のプロモーション記事を掲載した日から 1 年以上継続して記事を掲載すること。

5. 提案上限額

上限金額は、770 千円 (10%の消費税及び地方消費税を含む) とする。なお、これを越えた提案は無効とする。

6. 参加資格

本プロポーザルに参加するための必要な資格及び要件は以下のとおり。なお、参加資格の基準日は、参加表明書の提出日とする。

- ・会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定により更生手続開始の申立がなされていないこと、又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定により再生手続開始の申立がなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ・国税及び地方税を滞納していないこと。
- ・過去 5 年間 (平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで)、台湾向けに Web 上での自治体等の観光情報発信の受託実績を 2 件以上有していること。ただし、規模的には国または地方公共団体、県、市、複数市町村が作る事業体、それらの区域を所管する DMO または観光協会が実施したものとする。

7. 公募型プロポーザル実施スケジュール

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 公募要領の公表 | 令和5年8月31日（木曜日） |
| ② 企画提案書等の提出期限 | 令和5年9月20日（水曜日） |
| ③ 審査（プレゼンテーション※） | 令和5年9月27日（水曜日）※予定 |
| ④ 最終審査結果の通知 | 令和5年9月29日（金曜日）※予定 |
| ⑤ 業務委託契約の締結・業務開始 | 令和5年10月初旬 ※予定 |

※プレゼンテーションは30分以内程度、水戸観光コンベンション協会現地又はオンラインミーティングのいずれか事業提案者が希望する方法によるものとする。

8. 企画提案書等の提出について

- (1) 提出期限 令和5年9月20日（水曜日）17時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参または郵送（一般書留・簡易書留）、Eメールにより提出すること
- (3) 提出書類等

持参または郵送の場合、正本1部、副本5部、電子データを格納したCD-R又はDVD-R1枚を提出すること。

また、電子データの形式はPDF、Microsoft Word、Excel、PowerPointのいずれかとする。PDFの場合は、テキストのコピーが可能な形式とすること。

- ① 企画提案提出書（様式第1号）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 見積書（任意様式）
- ④ 会社概要又は会社概要パンフレット

9. 企画提案書等の作成について

(1) 企画提案書作成上の留意事項

- ・企画提案書は下記【企画提案書の構成について】を参照し、分かりやすく章立てて作成すること。
- ・様式は原則としてA4判カラー印刷の両面印刷により出力するものとする。なお、A3判の挿入も可とするが、その場合は3つ折りにして資料がA4版とするものとする。各ページにはページ番号をふる。
- ・提案内容はすべて実現可能なものとし、根拠も含めできる限り具体的であること。なお、業務委託契約後に提案内容が実現できなくなった場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案者が負担すること。
- ・提案書はできるだけ平易な表現で分かりやすく具体的に記載すること（専門用語を使用する場合は、注釈をつけるなど工夫すること）。

【企画提案書の構成について】

1 会社概要	・応募資格に適合していることを提示すること。別紙として過去に実施した地域の観光情報を Web 上で台湾向けに発信した事例を何例か提出すること。
2 企画提案	・水戸の観光の魅力を発信する提案となっており、台湾人の嗜好から訴求力の高い具体的なコンテンツの情報発信となること。 ・取材する箇所のおおよその数を記載すること。 ・情報発信を行う Web サイト等が効果的な情報発信を行うプラットフォームであることを説明すること。 ・情報を訴求する対象を明確にすること。 ・情報がどの程度閲覧されるのか見込みを示すこと。
3 スケジュール案	・スケジュール案（工程表）を示すこと。 ・取材の時期を明確化し、情報発信の開始時期と終了時期について記載すること。取材の時期と情報発信の開始時期については、その理由についても説明すること。 ・各工程での事業者と水戸観光コンベンション協会の役割分担等も明示すること。
4 追加提案	・仕様書で要求している以外に、より効果的だと思う提案があれば、追加提案として記載すること。ただし、追加提案の内容も予算の範囲で実施するものとする。

(2) 見積書作成上の留意事項

- ・委託事業に係る費用の総額を見積書に記載すること。
- ・見積の明細書もあわせて提出すること。

10. 審査について

審査は、書類とプレゼンテーションによる審査で評価・採点を行う。応募が多数となった場合、まず書類審査により採点し、上位 3 社のみプレゼンテーション審査を行うものとし、再度採点を行う。なお、その場合のプレゼンテーション審査への参加の可否については、令和 5 年 9 月 25 日（月）までに通知するものとする。

(1) 審査の配転等（配点 100 点満点）

審査では、以下のとおり審査を行う。

- ① 十分な業務実績があるか（10 点）
- ② 効果的な取材を実施することとなっているか（15 点）
- ③ 台湾 FIT 層への情報発信であることを踏まえた着眼点があるか（15 点）
- ④ 情報発信を行うプラットフォームが効果的なものであるか（10 点）

- ⑤ 情報の閲覧者数が見込めるか、閲覧者数を増やすための方策があるか（10点）
- ⑥ 優れた追加提案があるか（10点）
- ⑦ 価格優位性があるか（10点）
- ⑧ 総合評価（20点）

11. 審査結果通知について

最終審査の結果は、令和5年9月29日（金曜日）（※予定）に、E-mailで通知する。
なお、審査結果に関する異議申し立て等は受け付けない。

12. 契約の締結について

最優秀提案者を決定後、提案内容に基づき協議を行い、両者協議が整った場合、構築業務にかかる契約を締結する。なお、交渉の結果、合意に至らない場合は、次に得点が高い提案者と契約締結の交渉を行う。

13. プロポーザル参加に際しての留意事項について

（1）失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を掲載した場合
- ② 参加資格に満たさない内容があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 他の提案者と提案内容について相談を行った場合
- ⑤ 契約締結までの間にプロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合
- ⑥ その他、不正な行為があった場合

（2）留意事項

- ① 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- ② 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- ③ 企画提案書等の作成のために水戸観光コンベンション観光協会より受領した資料は、水戸観光コンベンション協会の許可なく公表又は使用することはできない。